第１９回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成 20 年 6 月 12 日（木）9:30 ～
場所　道庁赤レンガ庁舎２Ｆ２号会議室

１　開　会

２　議　事

(1) 分野別審議について

(2) 次回（第２０回）委員会について

(3) その他

３　閉　会

【配付資料】

資料１　　道民提案の整理一覧表
資料２　　項目別資料一覧表

参考資料　　道民提案の実現手法等に関する整理一覧表
（「産業・雇用」、「地域再生」）

第１９回北海道道州制特区提案検討委員会出席者名簿

【委　　員】

氏　　名	現　　職	備考
井　上　久　志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会　長
五十嵐　智嘉子	(社) 北海道総合研究調査会常務理事	
林　　美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
宮　田　昌　利	(株) サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
山　本　光　子	(株) 電通北海道プランニングディレクター	

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
出　光　英　哉	北海道企画振興部地域主権局　局次長
志　田　文　毅	同　　参事
渡　辺　明　彦	同　　参事

資料　1

テーマ別（「産業・雇用」・「地域再生」）

道民提案の整理一覧表

テーマ	分類	道民提案	委員会検討 第17回	第18回	第19回
産業・雇用	貿易・物流・人流関連	６９　自由貿易地域指定			○
		７５　空港の一括管理			
		２２１　千歳空港のハブ空港化			
	運輸関連	２２２　路線バスの合理的運行による経営改善	○		
		９０　需給調整【タクシー】	○		
		８０　自家用貨物自動車の車検延長	○		
		９４　自動車等の潜在需要掘り起こし			
	観光関連	**５４　カジノの振興**	○	○	○
		２１５　（小樽市への）カジノの設置（誘致）			
		５５　民宿・ファームインの活性化		○	
		２１６　酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供			
		６４　自家用車による旅客共同送迎	○		○
		６５　有料顧客送迎に係る権限移譲			
	地場産業等関連	３３　自家用貨物自動車の車検延長【農業】	○		
		９８　理容師・美容師の垣根撤廃	○		
	バイオエネルギー関連	２２４　バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税		○	
地域再生	交通関連	１６１　課税の免除		○	
		１６５　自家用車の車検延長	○		
		２３４　一年車検の一部撤廃			
	福祉関連	**１９８　福祉有償運送の規制緩和**	○		○
		１９９　介護サービス事業所等の指定		○	○
		２４２　介護サービス事業所等の指定基準			
		※　コミュニティハウス		○	
	地方自治関連	**１２３　政令市等の法定要件緩和**		○	○
		２２５　政令市、中核市の要件緩和			
		※　広域中核市制度	○		○
		１３０　負担金制度の廃止	○		◎
		２２７　国直轄事業の維持管理に係る負担金制度の廃止			
		２２６　道道の管理の特例	○		◎

※　太字：第17回、第18回委員会での検討の結果、第3回答申に向け更に検討していくもの

※　「委員会検討」欄は、「○」は検討、「◎」は整理案検討を示す

資料2

項目別資料一覧

整　理　案（答申案イメージ）

資料２－１　　国直轄事業負担金制度の廃止　・・・・・・・・　1

資料２－２　　道道の管理の特例措置　・・・・・・・・・・・15

検　討　案

資料２－３　　指定都市等の指定要件緩和　・・・・・・・・・・19

資料２－４　　広域中核市制度の創設　・・・・・・・・・・・・27

資料２－５　　自家用自動車による有償運送　・・・・・・・・65

資料２－６　　介護サービス　・・・・・・・・・・・・・・・73

資料２－７　　自由貿易地域　・・・・・・・・・・・・・・・87

資料２－８　　カジノ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・107

資料2－1

国直轄事業負担金制度の廃止

現状

・ 法令（道路法、河川法など）で定める大規模な建設事業等を国が行う場合は、地方公共団体はその経費の一部を負担することとされ（地方財政法第17条の2第1項）、具体的な負担割合は、道路法、河川法などの個別法令により規定されている。

[国直轄事業に対する北海道の負担金] 1，126億円（H20年度当初予算計上額）
道路：534億円、河川：198億円、空港：9億円、砂防：16億、公園：9億、
海岸：2億円、農業農村：307億円、水産基盤：47億円、治山：1億円
（いずれも端数切り上げ）

⇩

課題

・ 国直轄事業は、国家的施策として実施されながら地方公共団体に対して財政的負担を課すものとなっている。
・ 特に維持管理費についても道路法、河川法などの規定により地方負担を求められているが、これは本来管理主体である国が全額負担すべきものであり、直轄事業負担金として不合理である。
（国が地方自治体に対して支出する補助・負担金には維持管理費が含まれておらず、この点でも均衡を欠いている。）

目指すすがた

維持管理費に係る国直轄事業負担金の廃止

直轄事業負担金

・ 道路や河川など、道に対して維持管理費が求められている。
・ 北海道は229億円（H18年度実績）を負担。

特例措置 ⇒

・ 直轄事業に係る維持管理費は、本来、管理主体である国が全額負担すべきものであり、直轄事業負担金として不合理であるため早急に廃止するべき。

⇩

将来的には国と道州において道路や河川などの管理主体と費用負担の関係全般において、道内各層の意見を踏まえつつ検討を深めるべき

国直轄事業負担金制度の廃止　＜新旧対照表＞

<table>
<tr><th>区　分</th><th>現　　行</th><th>権限移譲後</th></tr>
<tr><td>イメージ図</td><td>【国直轄事業の負担割合】（概要）
<table>
<tr><th rowspan="2">事　業</th><th colspan="2">負担割合</th></tr>
<tr><th>国</th><th>北海道</th></tr>
<tr><td>国道の維持又は修繕
（道路法§50②）</td><td>7／10</td><td>3／10</td></tr>
<tr><td>河川の維持、修繕
（河川法§60①）</td><td>7／10</td><td>3／10</td></tr>
<tr><td>国営土地改良事業（国営造成施設管理）
（土地改良法§90①）</td><td>2／3</td><td>1／3</td></tr>
</table></td><td>【国直轄事業の負担割合】
<table>
<tr><th>事　業</th><th>負担割合</th></tr>
<tr><td>国道の新設又は改築
（道路法§50①）</td><td rowspan="3"><u>全額国庫負担とする</u></td></tr>
<tr><td>河川改修（大規模）
（河川法§60①）</td></tr>
<tr><td>国営改良事業（国営造成施設管理）
（土地改良法§90①）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>法令制度</td><td>○　地方財政法§17②により、法令等で定める建設事業等を国が行う場合には、地方公共団体はその経費の一部を負担することとされており、具体的な負担割合は、道路法、河川法など個別法令により規定されている。</td><td>【特区提案】
○　地方財政法§17②及び関係法令の規定に、北海道については適用しない旨の条文を加える。</td></tr>
</table>

■地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第百九号）

（地方公共団体の負担金）

第十七条の二　国が第十条の二及び第十条の三に規定する事務を自ら行う場合において、地方公共団体が法律又は政令の定めるところによりその経費の一部を負担するときは、当該地方公共団体は、その負担する金額（以下「地方公共団体の負担金」という。）を国に対して支出するものとする。

2　国の行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利するものに対する当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならない。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。

3　地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、総務大臣を経由して、内閣に対し意見を申し出ることができる。

（国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費）

第十条の二　地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する次に掲げる経費については、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一　道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る重要な土木施設の新設及び改良に要する経費
二　林地、林道、漁港等に係る重要な農林水産業施設の新設及び改良に要する経費
二の二　地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事に要する経費
三　重要な都市計画事業に要する経費
四　公営住宅の建設に要する経費
五　児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費
六　土地改良及び開拓に要する経費

（国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費）

第十条の三　地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法 又は地方交付税法 によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

一　災害救助事業に要する経費
二　災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費
三　道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る土木施設の災害復旧事業に要する経費
四　林地荒廃防止施設、林道、漁港等に係る農林水産業施設の災害復旧事業に要する経費
五　都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費
六　公営住宅の災害復旧に要する経費
七　学校の災害復旧に要する経費
八　社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費
九　土地改良及び開拓による施設又は耕地の災害復旧に要する経費

【道路】

○道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（国道の管理に関する費用）

第五十条　国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2　国道の維持、修繕その他の管理に要する費用は、指定区間内の国道に係るものにあつては国がその十分の五・五を、都道府県がその十分の四・五を負担し、指定区間外の国道に係るものにあつては都道府県の負担とする。ただし、第十三条第二項の規定による指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は指定市の負担とする。

※道内の国道は、全線指定区間。

○道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号）

（国道の管理に関する費用の負担）

第 31 条　道の区域内の国道の管理に関する費用（共同溝及び電線共同溝の管理に関する費用並びに交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項に規定する交通安全施設等準備事業（同項第 1 号に掲げる事業を除く。以下「交通安全施設等整備事業」という。）のうち同項第 2 号ロに掲げる事業に要する費用を除く。）についての国の負担割合は、法第 50 条第 1 項及び第 2 項本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる費用の区分に応じ、同表の負担割合の欄に掲げる割合とする。

費用の区分	負担割合
(1) 新築又は改築に要する費用（(2) に掲げる費用を除く。）	10 分の 8
(2) 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和 31 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する道路交通確保 5 箇年計画に基づいて実施される除雪（除雪機械の整備を含む。）、防雪又は凍雪害の防止（流雪溝の整備を含む。）に係る事業（以下「除雪事業等」という。）に要する費用	10 分の 8.5
(3) 維持、修繕その他の管理に要する費用（(2) に掲げる費用を除く。）	10 分の 7

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年四月一日法律第四十五号）

（費用の負担又は補助の特例）

第六条　道路管理者が道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号ロに掲げる事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及

び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市が、それぞれその二分の一を負担するものとする。ただし、道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、政令で、二分の一をこえる特別の割合を定めることができる。

○交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和 41・4・1・政令 103 号）
（道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合の特例）
第２条の２　道の区域内の指定区間内の一般国道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち法第２条第３項第２号ロに掲げる事業に要する費用についての国の負担割合は、３分の２とする。

○高速自動車国道法（昭和三十二年四月二十五日法律第七十九号）
（費用の負担）
第二十条　高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、国がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市。以下この章において同じ。）がその余の割合を負担する。

○　高速自動車国道法施行令（昭和 32・7・26・政令 205 号）
（費用の負担割合等）
第 11 条　法第 20 条第１項の政令で定める割合は、４分の３（道の区域内にあつては、10 分の 8.5）とする。

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年三月二十三日法律第三十九号）
（国の負担又は補助）
第二十二条　道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道に附属する電線共同溝の建設（第八条の規定による増設を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用（第七条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定により電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者又は電線共同溝を占用する者が負担すべき費用（以下この条において「建設負担金等」という。）を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）がそれぞれ二分の一を負担する。ただし、道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、政令で、二分の一を超える特別の負担割合を定めることができる。

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令　（平成７・６・21・政令 256 号）
（道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合の特例）
第 11 条　法第 22 条第１項ただし書に規定する特別の負担割合は、３分の２とする。

【河川】

○河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）
（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）
第六十条　都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その二分の一（改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三、その他の改良工事に要する費用にあつてはその三分の一、維持及び修繕に要する費用にあつてはその十分の四・五）を負担する。

○河川法施行令（昭和四十年二月十一日政令第十四号）
（河川の管理に要する費用の負担の特例）
第四十二条　道の区域内の特別指定区間外の一級河川について国土交通大臣が行う改良工事のうち、大規模改良工事に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八・五を乗じて得た額を負担し、その他の工事に要する費用については、同項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八を乗じて得た額を負担する。
2　道の区域内の特別指定区間内の一級河川について国土交通大臣が行う改良工事に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の八・五を乗じて得た額を負担する。
3　道の区域内の一級河川について国土交通大臣が行う維持及び修繕に要する費用については、法第六十条第一項の規定にかかわらず、国が、負担基本額に十分の七を乗じて得た額を負担する。

【空港】

○空港整備法（昭和三十一年四月二十日法律第八十号）
（第二種空港における工事費用の負担等）
第六条　国土交通大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地（以下単に「空港用地」という。）の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

○空港整備法施行令（昭和三十一年七月十日政令第二百三十二号）
（北海道の特例）
第十条　国は、北海道の区域内の第二種空港又は第三種空港に関しては、法第六条第一

項に規定する工事に要する費用についてはその百分の八十五を、法第八条第一項に規定する工事に要する費用についてはその三分の二を、法第九条第一項に規定する工事に要する費用についてはその百分の六十を負担する。

【都市公園】

○都市公園法（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号）
（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての関係都道府県及び市町村の負担）
第十二条の三　国の設置に係る都市公園で第二条第一項第二号イに該当するものの設置及び管理に要する費用については、当該都市公園の存する都道府県が、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

○都市公園法施行令（昭和三十一年九月十一日政令第二百九十号）
（国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用についての都道府県の負担）
第二十八条　都道府県が法第十二条の三第一項の規定により負担すべき金額は、各年度ごとに、都市公園の新設に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該新設に係るものの額及び第二十条の規定により徴収される使用料で当該都市公園が設置されるまでの間に係るものの額を控除した額に三分の一を、都市公園の改築に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条又は法第十四条第二の規定による負担金で当該改築に係るものの額を控除した額に三分の一を、都市公園の災害の復旧に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を、都市公園の維持その他の管理（災害の復旧を除く。以下この条において同じ。）に要する費用にあつては当該費用の額から法第十三条 又は法第十四条第二項の規定による負担金で当該維持その他の管理に係るものの額及び第二十条 の規定により徴収される使用料（当該都市公園が設置された年度にあつては、設置されるまでの間に係るものを除く。）の額を控除した額に十分の四・五を、それぞれ乗じて得た額とする。

【農業農村】

○土地改良法（昭和二十四年六月六日法律第百九十五号）
（国営土地改良事業の負担金）
第九十条　国は、政令の定めるところにより（国営土地改良事業が廃止された場合にあつては、農林水産大臣が当該廃止に係る国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより）、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。

○土地改良法施行令（昭和二十四年八月四日政令第二百九十五号）

（国営土地改良事業の負担金）

第五十二条　国営土地改良事業（法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業を除く。）につき法第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、次に掲げる額（当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を加えるほか、当該国営土地改良事業につき法第九十条第二項の農林水産省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を加える。）とする。

（中　略）

4　北海道の区域内において行う国営土地改良事業についての第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	百分の四十	百分の三十
	百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額	百分の十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額
第一項第一号の二	百分の六十	百分の五十五
第一項第一号の三	百分の六十	百分の五十五
第一項第二号	加えて得た額の三分の一に相当する額を超えず、かつ、その百分の三十に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額	加えて得た額（以下「合計額」という。）の百分の二十五（当該附帯事業が田以外の農用地をその受益地の全部又は一部とするものであるときは、合計額のうち当該田以外の農用地の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の二十（当該附帯事業が農業用用排水施設の新設、廃止又は変更の工事で農林水産大臣が当該施設の規模を勘案して定める基準に該当するものを含むものであるときは、当該田以外の農用地の工事に係る費用に相当する部分のうち当該施設の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の十五））に相当する

		額。ただし、当該事業が田以外の農用地をその受益地の全部又は一部とする事業であつて、当該事業を附帯事業とする当該国営土地改良事業がため池の新設、廃止又は変更の工事を含むものであるときは、当該国営土地改良事業に要する費用の額のうち当該附帯事業を併せ行うために必要となつた部分で当該ため池の工事に係る部分の額（以下「ため池工事費分」という。）の百分の十五（当該附帯事業が田をその受益地の一部とするものであるときは、当該ため池工事費分のうち当該田の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の二十五）に相当する額に、合計額からため池工事費分を除いて得た額の百分の二十（当該附帯事業が田をその受益地の一部とするものであるときは、その除いて得た額のうち当該田の工事に係る費用に相当する部分に限り百分の二十五）に相当する額を加えて得た額とする。
第一項第二号の二	百分の四十五	三分の一
第一項第三号	百分の三十五	百分の十五
第一項第四号	百分の六十	百分の五十五
	百分の三十	百分の十五
第一項第五号	三分の一	百分の三十

【漁港】

○漁港漁場整備法（昭和二十五年五月二日法律第百三十七号）

（費用の負担及び補助）

第二十条　国が特定漁港漁場整備事業のうち第四条第一項第一号に掲げる事業を施行する場合には、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該漁港の漁港管理者

の同意を得て、これに負担させることができる。

2　国が特定漁港漁場整備事業のうち第四条第一項第二号に掲げる事業を施行する場合には、国は、政令で定める基準に従い、その費用の一部を当該事業により著しく利益を受ける都道府県の同意を得て、これに負担させることができる。

○漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年七月二十八日政令第二百三十九号）

（費用の負担基準）

第三条　国が、北海道における第三種漁港又は第四種漁港について特定漁港漁場整備事業のうち法第四条第一項第一号に掲げる事業を施行する場合において、法第二十条第一項の規定により漁港管理者に負担させる負担金の基準は、次の表のとおりとする。

負担の対象となる事業	漁港の種類	負担割合
外郭施設又は水域施設に係るもの	第三種漁港 第四種漁港	当該事業に要する経費の百分の二十（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項の離島振興計画（以下「離島振興計画」という。）に基づくものにあつては、百分の十五）
係留施設に係るもの	第三種漁港	当該事業に要する経費の三分の一
	第四種漁港	当該事業に要する経費の百分の三十
輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）に係るもの	第三種漁港	当該事業に要する経費の百分の四十五
	第四種漁港	当該事業に要する経費の百分の三十

2　国が、特定漁港漁場整備事業のうち法第四条第一項第二号に掲げる事業を施行する場合において、法第二十条第二項の規定により都道府県に負担させる負担金の基準は、当該事業に要する経費の百分の二十五とする。

【砂防】

○砂防法（明治三十年三月三十日法律第二十九号）

第十四条　第六条ニ依リ国土交通大臣ニ於テ砂防設備ノ管理及維持ヲナシ又ハ砂防工事ヲ施行　スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国庫ノ負担トス

○2　前項ノ場合ニ於テハ国土交通大臣ハ都道府県ヲシテ前項費用ノ三分ノ一ヲ負担セシム

【海岸】

○海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第百一号）

（主務大臣の直轄工事に要する費用）

第二十六条　第六条第一項の規定により主務大臣が施行する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に要する費用は、国がその三分の二を、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその三分の一を負担するものとする。

【港湾】

○北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年三月三十一日法律第七十三号）

（直轄工事）

第三条　北海道開発のため必要がある場合において、国と港湾管理者の協議が調つたときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で港湾工事を自らすることができる。

2　前条の規定は、前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事の費用について準用する。この場合において、同条第一項中「国がその十分の七・五」とあるのは「国がその十分の八・五」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「港湾管理者がその十分の一・五」と、「十分の六」とあるのは「三分の二」と、「十分の四」とあるのは「三分の一」と、同条第二項において準用する港湾法第四十二条第四項 中「第十七条及び第十九条第一項 」とあるのは「第十七条の二第一項 及び第十九条第二項 」と読み替えるものとする。

【災害復旧】

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法　（昭和 25 年法律 第 169 号）

（直轄事業に対する地方公共団体の負担率）

第５条　第３条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業費で、地方公共団体がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、他の法令の規定にかかわらず、当該地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で国が施行する当該災害復旧事業の原因となつた災害と同年に発生した災害に係るものに対し第４条（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により国が負担すべき割合を除いた割合によるものとする。

（国庫負担）

第３条　国は、法令により地方公共団体（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく港務局を含む。以下第４条、第４条の２及び第６条第１項を除き同じ。）又はその機関の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害

復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、その事業費の一部を負担する。

1. 河川
2. 海岸
3. 砂防設備
4. 林地荒廃防止施設
5. 地すべり防止施設
6. 急傾斜地崩壊防止施設
7. 道路
8. 港湾
9. 漁港
10. 下水道
11. 公園

（国庫負担率）

第４条　前条の規定により地方公共団体に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当該地方公共団体について、その年の１月１日から 12 月 31 日までに発生した災害につき、第７条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を左の各号に定める額に区分して逓次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。この場合において、その率は、小数点以下３位まで算出するものとし、４位以下は、四捨五入するものとする。

1. 当該地方公共団体の当該年度（災害の発生した年の４月１日の属する会計年度をいう。以下本条及び第８条の２において同じ。）の標準税収入の２分の１に相当する額までの額については、３分の２
2. 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の２分の１をこえ２倍に達するまでの額に相当する額については、４分の３
3. 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の２倍をこえる額に相当する額については、４分の４

平成２０年度
北海道開発予算等に関する要望

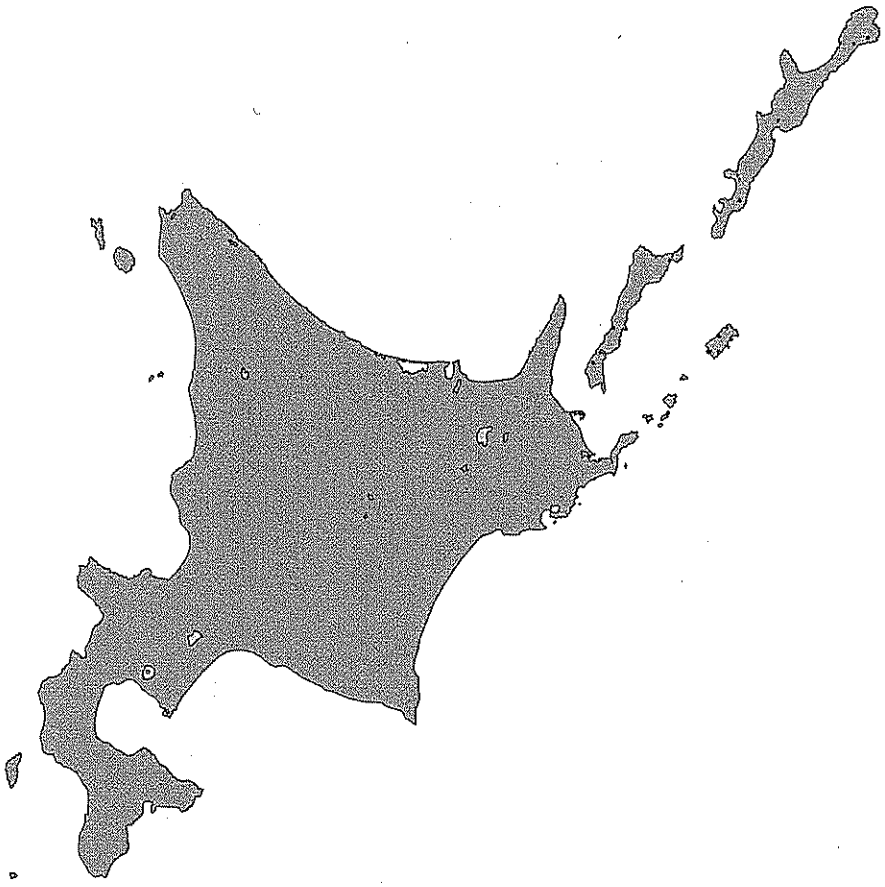

平成１９年８月

北海道

Ⅱ　北海道開発関連施策等の要望

１．次期道州制北海道モデル事業の創設

・平成１９年度で終了する道州制北海道モデル事業については、地方の自主性、裁量性の高い事業であることから、平成２０年度において、次期道州制北海道モデル事業を創設すること。

２．現行の道路特定財源制度の維持

・道路特定財源については、一般財源化することなく、かつ現行の税率水準を維持し、必要な予算の確保を図るとともに、「中期計画」の策定に当たっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要としている道路整備が遅れることのないようにすること。
さらに、地方における道路整備財源の充実を図ること。

３．直轄事業負担金の廃止

・国直轄事業負担金については、直轄事業が国家的施策として実施されるものであり、自治体に対して財政負担を課すことは極めて不合理であることから、これを廃止すること。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきものであることから、早急に廃止すること。
また、廃止されるまでの間における直轄事業負担金に係る情報提供の更なる充実を図ること。

資料2－2

道道の管理の特例措置

現状

- 道路法第17条第2項では、指定市以外の市については、道と協議の上、同意を得ることにより道道の管理を行うことが出来るが、町村については、規定がないため不可
- 北海道の場合、冬期間の除･排雪を迅速かつ的確に行い、交通を確保することが道路管理において重要であり、国道･道道･市町村道のそれぞれの連携による迅速な対応が求められているところ。

課題

- 同一地域内で管理者の違う道路があった場合、その管理者の管理状態によって道路状況が大きく違うことは、地域にとっては縦割り的な管理としか受け取られない。
- 特に冬期間の除･排雪については、管理者が違うことにより除雪の苦情がたらい回しにされるなど、管理者間の連携強化や統一が求められている。
- 北海道においては、平成19年度から奈井江町･浦臼町において道道の維持の部分的及び除雪の委託を行っているが、両町は更なる行政サービスの向上を目指し、管理権の移譲を求めているところ。

目指すすがた

道道の管理の特例措置

	国道	道道
指定市	可(17-1) 道との協議不要	可(17-1) 道との協議不要
指定市以外の市	可(17-2) 道との協議要 (道が管理することとされているものに限る)	可(17-2) 道との協議要
町村	不可 歩道の新設等については道との協議の上で可	不可 歩道の新設等については道との協議の上で可

町村が道道の管理について、道路法第17条第2項の規定を適用し、道道の管理が出来るようにする

幹線道路である道道と生活道路を町村が一体的に管理することにより、地域が主体となった地域の管理という地域主権の趣旨を確実に実現することが可能となる。

道道の管理の特例措置<新旧対照表>

<table>
<tr><th>区　分</th><th>現　　行</th><th>権 限 移 譲 後</th></tr>
<tr><td>イメージ図</td><td>【道路管理の特例】
<table><tr><th>区分</th><th>国　道 ※</th><th>道　道</th></tr><tr><td>指定市</td><td>可（法§ 17①）
道との協議不要</td><td>可（法§ 17①）
道との協議不要</td></tr><tr><td>指定市以外の市</td><td>可（法§ 17①）
道との協議要</td><td>可（法§ 17①）
道との協議要</td></tr><tr><td>町村</td><td>不可
歩道の新設等については道との協議の上で可</td><td>不可
歩道の新設等については道との協議の上で可</td></tr></table>⇩
管理者の管理状態によって道路状況の大きく異なる可能性がある。特に、冬期間の除・排雪については効率性の確保の面などから統一的な管理が必要。

※　道路法§ 12 ただし書及び§ 13 ①の規定により都道府県が行うこととされているもの（北海道には該当なし）</td><td>【道路管理の特例】
<table><tr><th>区分</th><th>国　道 ※</th><th>道　道</th></tr><tr><td>指定市</td><td>可（法§ 17①）
道との協議不要</td><td>可（法§ 17①）
道との協議不要</td></tr><tr><td>指定市以外の市</td><td>可（法§ 17①）
道との協議要</td><td>可（法§ 17①）
道との協議要</td></tr><tr><td>町村</td><td><u>可　道との協議要</u></td><td><u>可　道との協議要</u></td></tr></table>⇩
基幹道路である道道と生活道路を町村が統一的に管理することができるようになり、行政の効率的執行やサービスの向 上が図られる。

※　道路法§ 12 ただし書及び§ 13 ①の規定により都道府県が行うこととされているもの（北海道には該当なし）</td></tr>
<tr><td>法 令 制 度</td><td>○道路法§ 17②
・指定市以外の市は道と協議の上、同意を得ることにより道道の管理を行うことができるが、町村については規定がない。（現実的に町村は対応が不可能）</td><td>【特区提案】
○道路法§ 17②
・基幹道路である道道と生活道路を町村においても一体的に管理することができるように、道路法§ 17 ②に「北海道においては指定市以外の市町村とする」旨の条文を追加する。</td></tr>
</table>

■道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（管理の特例）
第十七条　指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2　指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。
3　指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前二項の規定により指定市又は指定市以外の市が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。
4　指定市以外の市町村は、前二項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
5　第一項から第三項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国道の新設又は改築）
第十二条　国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるもの その他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

（国道の維持、修繕その他の管理）
第十三条　前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第二項 に規定する災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。
2～6　（略）

（都道府県道の管理）
第十五条　都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

（道路の附属物の新設又は改築）
第八十五条　国道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、国土交通大臣が自ら行う国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該国道の道路管理者が行う。
2　都道府県道又は市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。
3　道路の附属物の新設又は改築に要する費用は、道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者が負担する。

資料2－3

指定都市等の要件緩和

【発想のポイント】

○　指定都市・中核市・特例市は都道府県が処理することとされている事務の全部又は一部を処理することができることとされていることから、新たな指定都市等の指定により身近な市町村で公共サービスを処理できるようになり、住民自治の理念の実現が図られる。

○　現行の指定都市・中核市・特例市・一般市の要件は主として人口に着目して設けられているが、その要件は全国一律でなければならない厳密な根拠はない。

【具体的な提案内容】

法令の改正により、指定都市等の人口要件を道の条例で定め、道知事が指定都市等を定めることができるようにする。

法令で人口要件を設定		条例で人口要件を設定
指定都市：50万人以上 中核市：30万人以上 特例市：20万人以上 市：5万人以上	政令で指定 知事が定める	指定都市 中核市 特例市 市

権限移譲 → 知事が定める

＊条例で新たな人口要件を規定しようとするときは、市町村と十分に協議

（留意事項）

＊　現行の指定都市等と同等の税財政制度を構築。

＊　住民自治の充実を図る観点から設けられる地域自治区は任意設置。

＊　地方分権改革推進委員会や第29次地方制度調査会の動向に留意。

【期待される効果や課題】

○　権限移譲の受け皿となる強力な基礎自治体が誕生。

○　広範な権限を活用し、効果的、効率的な広域行政の展開が可能となり、地域の活性化につながる。

○　道内の都市構造が札幌一極集中型から多極構造型となり、札幌一極集中に対抗し、自立的発展を目指す基盤が道内に整う。

○　税財政制度の構築等による盤石な財政基盤や組織体制の確立、人材の確保が必要。

○　道内に要件緩和により対象となるところや、今後、指定を求める動きが見込まれることが前提。

地方自治法(昭和22年法律第67号)関係条文抜粋

第252条の19（指定都市の権能）

1　政令で指定する人口50万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一　児童福祉に関する事務
二　民生委員に関する事務
三　身体障害者の福祉に関する事務
四　生活保護に関する事務
五　行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
五の二　社会福祉事業に関する事務
五の三　知的障害者の福祉に関する事務
六　母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
六の二　老人福祉に関する事務
七　母子保健に関する事務
八　障害者の自立支援に関する事務
九　食品衛生に関する事務
十　墓地、埋葬等の規制に関する事務
十一　興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
十一の二　精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
十二　結核の予防に関する事務
十三　都市計画に関する事務
十四　土地区画整理事業に関する事務
十五　屋外広告物の規制に関する事務

2　指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

第252条の22（中核市の権能）

1　政令で指定する人口30万以上の市（以下「中核市」という。）は、第252条の19第1項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市

において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2　中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

第252条の26の3（特例市の権能）

1　政令で指定する人口20万以上の市（以下「特例市」という。）は、第252条の22第1項の規定により中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

2　特例市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

第8条（市及び町の要件・市町村相互間の変更）

①　市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具えていなければならない。

一　人口5万以上を有すること。

二　当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。

三　商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。

四　前各号に定めるものの外、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること。

②　町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

③　町村を市とし又は市を町村とする処分は第7条第1項、第2項及び第6項から第8項までの例により、村を町とし又は町を村とする処分は同条第1項及び第6項から第8項までの例により、これを行うものとする。

第7条（市町村の廃置分合及び境界変更）

①　市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

②　前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ

総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

③　都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合又は市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める。

④　前項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せてこれを定める。

⑤　第1項及び第3項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

⑥　第1項及び前3項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

⑦　第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項若しくは第4項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

⑧　第1項、第3項又は第4項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

指定都市・中核市・特例市一覧（20.4.1現在）

（人口：19.3.31現在の住基人口）

都道府県名	指定都市		中核市				特例市			
	市名	人口	市名	人口	市名	人口	市名	人口	市名	人口
北海道	札幌市	1,874,410	旭川市	357,182	函館市	290,873				
青森県			青森市	311,101			八戸市	247,115		
岩手県			盛岡市	293,537						
宮城県	仙台市	1,001,387								
秋田県			秋田市	328,723						
山形県							山形市	251,426		
福島県			いわき市	357,026	郡山市	334,224				
茨城県							水戸市	264,709	つくば市	194,740
栃木県			宇都宮市	500,211						
群馬県							高崎市	341,197	太田市	209,702
							前橋市	319,338	伊勢崎市	197,722
埼玉県	さいたま市	1,179,292	川越市	328,917			川口市	484,902	春日部市	239,275
							所沢市	335,705	草加市	234,306
							越谷市	314,979		
千葉県	千葉市	910,142	船橋市	576,384	柏市	381,999				
東京都										
神奈川県	横浜市	3,562,983	横須賀市	428,889			平塚市	257,234	厚木市	217,670
	川崎市	1,316,006	相模原市	688,385			茅ヶ崎市	230,621	小田原市	197,393
							大和市	219,034		
新潟県	新潟市	803,791					長岡市	281,805	上越市	208,223
富山県			富山市	417,591						
石川県			金沢市	441,681						
福井県							福井市	266,622		
山梨県							甲府市	193,901		
長野県			長野市	379,125			松本市	223,697		
岐阜県			岐阜市	413,099						
静岡県	浜松市	788,078					富士市	238,745	沼津市	210,120
	静岡市	711,882								
愛知県	名古屋市	2,154,287	豊田市	401,120	岡崎市	360,008	一宮市	375,630	春日井市	297,020
			豊橋市	362,887						
三重県							四日市市	302,983		
滋賀県							大津市	325,413		
京都府	京都市	1,389,595								
大阪府	大阪市	2,510,459	東大阪市	492,473	高槻市	356,076	枚方市	404,944	茨木市	266,548
	堺市	831,715					豊中市	388,227	寝屋川市	241,026
							吹田市	346,020	岸和田市	202,522
							八尾市	266,647		
兵庫県	神戸市	1,502,772	姫路市	532,853	西宮市	462,044	尼崎市	458,958	加古川市	266,148
							明石市	292,164	宝塚市	223,541
奈良県			奈良市	367,902						
和歌山県			和歌山市	383,699						
鳥取県							鳥取市	198,367		
島根県										
岡山県			岡山市	683,258	倉敷市	471,401				
広島県	広島市	1,144,572	福山市	463,438			呉市	250,345		
山口県			下関市	287,810						
徳島県										
香川県			高松市	422,428						
愛媛県			松山市	513,902						
高知県			高知市	326,322						
福岡県	福岡市	1,363,841	久留米市	304,785						
	北九州市	986,755								
佐賀県										
長崎県			長崎市	452,064			佐世保市	258,876		
熊本県			熊本市	662,565						
大分県			大分市	464,018						
宮崎県			宮崎市	370,620						
鹿児島県			鹿児島市	601,122						
沖縄県										
合計	17市		39市				43市			

道内市町村等の人口の状況 （H17国勢調査）

支庁別	人口	第2次保健医療福祉圏別	人口	北海道市町村合併推進構想対象市町村の組合せ別(10万人以上)	市町村名	人口(速報値)	人口10万以上の市	人口
石狩	2,310,015	札幌	2,310,015				札幌市	1,880,863
							中央区	202,801
							北区	272,877
							東区	253,996
							白石区	201,307
							豊平区	209,428
							南区	153,021
							西区	207,329
							厚別区	129,720
							手稲区	137,601
				石狩A	江別市、北広島市、当別町、新篠津村	209,975	清田区	112,783
				石狩B	江別市、新篠津村	129,326	江別市	125,601
渡島	449,435	南渡島	422,301	渡島・檜山A	函館市、七飯町、鹿部町	327,547	函館市	294,264
		北渡島檜山	44,348					
檜山	46,996	南檜山	29,782					
後志	250,066	後志	250,066				小樽市	142,161
空知	365,594	南空知	195,267					
		中空知	129,174					
		北空知	41,153					
上川	535,480	上川中部	411,516	上川A	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町	411,498	旭川市	355,004
		上川北部	76,063					
		富良野	47,901					
留萌	61,494	留萌	61,494					
宗谷	75,668	宗谷	75,668					
網走	324,849	北網	242,732	網走A	北見市、美幌町、津別町、訓子府町、置戸町	167,970	北見市	129,365
		遠紋	82,117					
胆振	426,639	西胆振	208,160	胆振C	室蘭市、登別市	151,508		
		東胆振	218,479	胆振A	苫小牧市、白老町、厚真町	198,743	苫小牧市	172,758
日高	81,407	日高	81,407					
十勝	354,146	十勝	354,146	十勝	帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別町	238,649	帯広市	170,580
釧路	261,891	釧路	261,891	釧路	釧路市、釧路町、鶴居村、白糠町	225,392	釧路市	190,478
根室	84,057	根室	84,057					
合計	5,627,737	合計	5,627,737					

北海道市町村合併推進構想対象市町村の組合せ（人口降順）

平成18年12月22日改定

支庁名	区分	市町村名	人口	面積	摘 要
上川	A	旭川市　鷹栖町　東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町　美瑛町	411,498	3,471.09	
渡島・檜山	A	函館市　七飯町　鹿部町	327,547	1,004.93	
十勝	A	帯広市　音更町　芽室町　中札内村　更別村	238,649	2,068.08	特例市移行
釧路	A	釧路市　釧路町　鶴居村　白糠町	225,392	2,960.90	特例市移行
石狩	A	江別市　北広島市　当別町　新篠津村	209,975	607.06	特例市移行
胆振	A	苫小牧市　白老町　厚真町	198,743	1,391.74	
網走	A	北見市　美幌町　津別町　訓子府町　置戸町	167,970	3,300.95	
胆振	C	室蘭市　登別市	151,508	292.76	
石狩	b	江別市　新篠津村	129,326	265.81	H18.12.22 追加
網走	B	網走市　斜里町　清里町　小清水町	66,254	1,897.66	
空知	D	滝川市　新十津川町　雨竜町	56,548	802.35	
根室	A	別海町　中標津町　標津町　羅臼町	52,849	3,027.43	市制施行
宗谷	A	稚内市　猿払村　豊富町	49,385	1,871.47	
上川	D	富良野市　上富良野町　中富良野町　南富良野町　占冠村	47,901	2,183.68	
後志	A	島牧村　寿都町　黒松内町　蘭越町　ニセコ町　真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町	46,653	2,441.61	市制施行
空知	A	美唄市　三笠市　月形町	45,782	731.08	
胆振	B	伊達市　豊浦町　壮瞥町	45,311	882.86	
上川	C	名寄市　下川町　美深町　音威子府村　中川町	44,459	2,722.08	
空知	B	南幌町　由仁町　長沼町　栗山町	42,794	587.55	市制施行
網走	D	紋別市　滝上町　興部町　西興部村　雄武町	41,317	2,903.41	
空知	F	深川市　妹背牛町　秩父別町　北竜町　沼田町　幌加内町	41,154	1,834.10	
空知	C	砂川市　歌志内市　奈井江町　上砂川町　浦臼町	39,313	363.72	
留萌	A	留萌市　増毛町　小平町	36,799	1,294.24	
十勝	C	士幌町　上士幌町　鹿追町　新得町　清水町	35,562	2,822.23	市制施行
後志	C	積丹町　古平町　仁木町　余市町　赤井川村	34,889	1,015.25	市制施行
渡島・檜山	D	八雲町　長万部町　今金町	33,604	1,834.87	市制施行
空知	E	芦別市　赤平市	33,299	994.90	
日高	B	新冠町　新ひだか町	33,298	1,733.61	市制施行
上川	B	士別市　和寒町　剣淵町	31,598	1,475.32	
渡島・檜山	C	江差町　上ノ国町　厚沢部町　乙部町　奥尻町	29,783	1,423.10	
渡島・檜山	B	松前町　福島町　知内町　木古内町	27,490	898.86	
日高	C	浦河町　様似町　えりも町	27,202	1,342.47	
後志	B	共和町　岩内町　泊村　神恵内村	26,358	605.66	
日高	A	日高町　平取町	20,903	1,735.84	
十勝	E	本別町　足寄町　陸別町	20,343	2,408.89	
釧路	B	厚岸町　浜中町	18,532	1,162.50	
十勝	D	池田町　豊頃町　浦幌町	17,993	1,638.07	
釧路	C	標茶町　弟子屈町	17,959	1,873.94	
網走	C	佐呂間町　上湧別町　湧別町	17,151	909.50	
宗谷	B	浜頓別町　中頓別町　枝幸町	16,680	1,915.76	
十勝	B	大樹町　広尾町	14,731	1,412.52	
留萌	B	苫前町　羽幌町　初山別村	14,454	1,207.01	
留萌	C	遠別町　天塩町　幌延町	10,235	1,518.44	
宗谷	C	礼文町　利尻町　利尻富士町	9,600	263.48	
小計	44	163市町村			

※構想対象外となった市町村数は17市町村

住民基本台帳人口（20.3.31現在：人口降順）

No.	市区町村	人　口
北海道計		5,571,770
1	札幌市	1,880,138
	北区	273,211
	東区	252,549
	西区	209,811
	豊平区	207,826
	白石区	203,257
	中央区	202,603
	南区	148,476
	手稲区	138,556
	厚別区	129,731
	清田区	114,118
2	旭川市	356,203
3	函館市	287,691
4	釧路市	189,539
5	苫小牧市	173,502
6	帯広市	169,156
7	小樽市	137,693
8	北見市	126,508
9	江別市	123,012
10	室蘭市	96,724
11	千歳市	92,323
12	岩見沢市	91,915
13	恵庭市	68,469
14	石狩市	61,367
15	北広島市	60,987
16	登別市	52,905
17	北斗市	49,452
18	音更町	44,527
19	滝川市	44,394
20	稚内市	40,244
21	網走市	39,959
22	伊達市	37,279
23	名寄市	30,920
24	根室市	30,560
25	七飯町	29,107
26	美唄市	27,499
27	幕別町	27,343
28	新ひだか町	26,502
29	留萌市	26,017
30	紋別市	25,678
31	富良野市	24,720
32	深川市	24,571
33	中標津町	24,065
34	遠軽町	23,133
35	士別市	22,847
36	美幌町	22,384
37	余市町	21,980
38	釧路町	21,602
39	白老町	20,414
40	砂川市	19,562
41	八雲町	19,537
42	芽室町	19,315
43	当別町	19,231
44	森町	18,693
45	芦別市	18,071
46	別海町	16,427
47	岩内町	15,763
48	倶知安町	15,526
49	浦河町	14,814
50	日高町	14,167
51	栗山町	14,005
52	赤平市	13,716
53	斜里町	12,986

No.	市区町村	人　口
54	長沼町	12,321
55	上富良野町	12,204
56	夕張市	12,068
57	三笠市	11,343
58	美瑛町	11,237
59	厚岸町	11,219
60	洞爺湖町	10,682
61	清水町	10,532
62	せたな町	10,366
63	白糠町	10,219
64	むかわ町	10,099
65	松前町	9,862
66	枝幸町	9,573
67	江差町	9,570
68	東神楽町	9,427
69	安平町	9,187
70	南幌町	9,179
71	本別町	8,680
72	弟子屈町	8,632
73	標茶町	8,621
74	羽幌町	8,517
75	大空町	8,438
76	広尾町	8,273
77	足寄町	8,154
78	池田町	8,132
79	東川町	7,727
80	鷹栖町	7,620
81	新十津川町	7,497
82	当麻町	7,486
83	新得町	6,937
84	浜中町	6,878
85	共和町	6,844
86	士幌町	6,733
87	奈井江町	6,687
88	長万部町	6,495
89	上ノ国町	6,379
90	由仁町	6,378
91	今金町	6,322
92	大樹町	6,266
93	羅臼町	6,244
94	佐呂間町	6,172
95	津別町	6,082
96	浦幌町	5,993
97	新冠町	5,949
98	平取町	5,909
99	標津町	5,888
100	訓子府町	5,830
101	鹿追町	5,723
102	木古内町	5,701
103	えりも町	5,696
104	中富良野町	5,677
105	小清水町	5,665
106	上湧別町	5,637
107	蘭越町	5,623
108	福島町	5,549
109	増毛町	5,538
110	様似町	5,486
111	知内町	5,391
112	上士幌町	5,314
113	美深町	5,265
114	雄武町	5,188
115	厚真町	4,982
116	湧別町	4,925
117	歌志内市	4,922

No.	市区町村	人　口
118	清里町	4,798
119	厚沢部町	4,758
120	鹿部町	4,720
121	ニセコ町	4,667
122	乙部町	4,665
123	豊富町	4,663
124	豊浦町	4,605
125	上川町	4,508
126	興部町	4,496
127	比布町	4,329
128	浜頓別町	4,316
129	上砂川町	4,281
130	和寒町	4,145
131	中札内村	4,005
132	月形町	3,989
133	古平町	3,972
134	小平町	3,942
135	仁木町	3,916
136	沼田町	3,881
137	苫前町	3,875
138	下川町	3,866
139	妹背牛町	3,843
140	剣淵町	3,796
141	天塩町	3,782
142	豊頃町	3,749
143	新篠津村	3,736
144	寿都町	3,651
145	愛別町	3,575
146	置戸町	3,527
147	奥尻町	3,442
148	京極町	3,421
149	更別村	3,406
150	滝上町	3,291
151	黒松内町	3,266
152	遠別町	3,211
153	礼文町	3,170
154	雨竜町	3,054
155	壮瞥町	3,009
156	利尻富士町	2,986
157	秩父別町	2,909
158	南富良野町	2,904
159	猿払村	2,873
160	陸別町	2,849
161	積丹町	2,818
162	幌延町	2,702
163	利尻町	2,656
164	喜茂別町	2,608
165	鶴居村	2,576
166	浦臼町	2,417
167	真狩村	2,354
168	北竜町	2,325
169	中頓別町	2,148
170	留寿都村	2,067
171	泊村	2,024
172	島牧村	1,970
173	中川町	1,947
174	幌加内町	1,815
175	初山別村	1,460
176	占冠村	1,308
177	赤井川村	1,256
178	西興部村	1,180
179	神恵内村	1,090
180	音威子府村	927